

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前					改正後				
(前 略) (資格等) 第3条 有期雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。 2 (略) (後 略)					(資格等) 第3条 } (同 左) 2 } 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。				
別表第1・2 (略) 別表第3					別表第1・2 (同 左) 別表第3				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許取得後2年以上又は歯科医師免許取得後1年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満65歳(ただし、大学が特に認められた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る	医員	医師免許又は歯科医師免許を有する者のうち、医師法若しくは歯科医師法の規定に定める臨床研修を修了した者又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満65歳(ただし、大学が特に認められた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る
医員(研修医)	医科の卒後臨床研修開始後2年未満又は歯科の卒後臨床研修開始後1年未満の者	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		・学生、研究生等を除く	医員(研修医)	医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者(医員の資格・職務能力欄に該当する者を除く。)	医師法又は歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		・学生、研究生等を除く
		(略)					(同 左)		
(後 略)									